

【資料 1】

令和 5 年 8 月 10 日
区民部国保年金課

産前産後保険料の免除について

1 制度の目的

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4 か月間）の保険料（均等割額、所得割額）を免除する。

2 制度の概要

対象者

出産する予定または出産した被保険者

対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の 3 か月前から 6 か月間）

免除額

対象となる期間の均等割および所得割保険料を全額免除する。

3 規定の整備

当該制度に係る所要の改正を行う。

4 施行予定

令和 6 年 1 月 1 日

